

## 一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西24条北2丁目5番地37  
氏名 株式会社 北洋清掃社  
代表取締役 水木 直人

令和3年1月12日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分		収集運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（遺品整理）、事業系一般廃棄物	
営業所の所在地及び名称	帯広市西24条北2丁目5番地37 株式会社 北洋清掃社		
許可期間	令和3年2月17日から 令和5年2月16日まで		
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	中札内村全域		
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番5 十勝圏複合事務組合 くりりりんセンター	
	その他		・一般廃棄物の処分を行う場合、法施行令第3条の基準によること。 ・各種関連法規を遵守すること。

令和3年1月13日

中札内村長 森田 匡彦

